

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

通行許可証(臨時車両)

使用者

参加選手・関係者様

No.

用途

大阪府サッカー協会【大阪フェスティバル】

使用日

平成22年 3月20日から22日

発行者

ジェイズパークグループ

⑩

フロントガラスのよく見える位置に掲示して下さい。

許可条件

- ①施設内においては、本通行許可証を必ずフロントガラス周辺に掲示するよう願います。
- ②施設内の設備又は他の自動車及び器具等に破損、汚損を与えたときは、速やかに下記連絡先までお申し出願います。
- ③施設内においての自動車又は積載物に天災、地震その他駐車場管理者の貴に属さない理由で生じた損害の責任は負いかねます。
- ④施設内での走行は時速10km以下で願います。
- ⑤施設内においては、交通規制標識及び看板、又は係員の指示に従っていただきます。
- ⑥本証においての他人への譲渡及び貸与は禁止しております。
- ⑦運転者が自動車を離れるときは必ずドアを閉め、扉に施錠し盗難に備えて下さい。
- ⑧貴重品その他の物品を車内に残置し盗難に遭った場合、当社は責任を負いかねます。